

○共同企業体取扱要綱

平成4年9月1日

要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 廿日市市が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、大規模かつ技術的難度の高い工事等について、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を図る等を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(特定共同企業体の活用の基本)

第3条 市工事は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、特定共同企業体の活用は、その種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

第2章 運用基準

(施工方法等)

第4条 特定共同企業体は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 異業種間の特定共同企業体は、これを認めない。

3 特定共同企業体と単体企業の混合入札は、これを認めない。

(対象工事)

第5条 特定共同企業体の発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に定める大規模かつ技術的難度の高い施設の工事で、市長が指定した工事とする。

(1) 土木一式工事 請負対象設計金額が概ね5億円以上

(2) 建築一式工事 請負対象設計金額が概ね 5 億円以上

(3) 設備工事 請負対象設計金額が概ね 2 億 5 千万円以上

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の指定した工事を対象工事とすることができる。

(1) 工事の性格等に照らして共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要があると認められる工事

(2) 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事

3 対象工事の指定は、単体企業による施工の適否、技術的難度及び技術力の結集の必要性、技術移転の必要性とその有用性、安定的施工の確保の可能性等を総合的に勘案して、特定共同企業体による施工が真に必要であると認められるものについて行うものとする。

(構成員の数)

第 6 条 特定共同企業体の構成員の数は、別表 1 のとおりとする。

(組合せ)

第 7 条 特定共同企業体の構成員の資格要件及び組合せは、次のとおりとする。

(1) 対象工事に対応する建設工事の種類 of 資格審査を受けた資格者（以下「有資格者」という。）の組合せとする。

(2) 組合せは、別表 2 に掲げる第 1 位等級（以下「最上位等級」という。）に格付けされた有資格者同士の組合せ又は最上位等級に格付けされた有資格者と別表 2 に掲げる第 2 位等級（以下「第 2 位等級」という。）に格付けされた有資格者の組合せとする。

ただし、施工技術上特段の必要性がある場合には、別表 2 に掲げる第 3 位等級に属するものが構成員となることができる。

(3) 組合せにおいて、第 2 位等級以下に格付けされた有資格者の数は、総構成員数の 2 分の 1 を上回ってはならない。

(出資比率)

第 8 条 特定共同企業体のすべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第 9 条 特定共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第 10 条 特定共同企業体の結成は、原則として構成員の自主結成とする。

2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 7 条第 2 号ただし書の規定については、この要綱施行の日から当分の間適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

構成員・組合せ表

工事金額	構成員数
概ね 5 億円以上 2 0 億円未満	2 者
概ね 2 0 億円以上 5 0 億円未満	2 者又は 3 者

注)

- 1 概ね 5 0 億円以上の工事については、4 者以上にすることができることとする。
- 2 設備工事については、上記基準を概ね 1 / 2 に読み替えて運用するものとする。

別表 2（第 7 条関係）

第 1 位等級	第 2 位等級	第 3 位等級
A	B	C